

令和元年 6 月

射水市議会定例会議案



## 目 次

- 議案第 3 2 号 令和元年度射水市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 3 号 令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 4 号 射水市森林環境保全基金条例の制定について
- 議案第 3 5 号 射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 射水市行政不服審査法施行条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 射水市市税条例等の一部改正について
- 議案第 3 8 号 射水市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 2 号 射水市都市公園条例等の一部改正について
- 議案第 4 3 号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 4 4 号 射水市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 4 5 号 市道路線の廃止について
- 議案第 4 6 号 市道路線の認定について
- 議案第 4 7 号 動産の取得について
- 議案第 4 8 号 動産の取得について
- 議案第 4 9 号 射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約について
- 議案第 5 0 号 射水市下村コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約について
- 議案第 5 1 号 射水市斎場新築（建築主体）工事請負契約について
- 議案第 5 2 号 射水市斎場新築（電気設備）工事請負契約について
- 議案第 5 3 号 射水市斎場新築（機械設備）工事請負契約について
- 議案第 5 4 号 射水市斎場新築（火葬炉設備）工事請負契約について

- 議案第 5 5 号 クリーンピア射水基幹的設備改良工事請負契約について
- 議案第 5 6 号 射水市立歌の森小学校屋内運動場大規模改造（建築主体）工事請負契約について
- 議案第 5 7 号 射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事請負契約について
- 議案第 5 8 号 射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事請負契約について
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第 2 号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 4 号 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

議案第 34 号

射水市森林環境保全基金条例の制定について

射水市森林環境保全基金条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市森林環境保全基金条例

( 設置 )

第 1 条 森林の整備及びその促進に関する施策に資することを目的として、射水市森林環境保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

( 積立て )

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

( 管理 )

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

( 運用益金の処理 )

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

( 処分 )

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

( 繰替運用 )

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

( 委任 )

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年射水市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	日額 10,600円
投票所の投票管理者	日額 12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円
開票管理者	日額 10,600円
投票所の投票立会人	日額 10,700円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円

開票立会人	日額 8,800円
選挙立会人	日額 8,800円

」を

「

選挙長	日額 10,800円
投票所の投票管理者	日額 12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
開票管理者	日額 10,800円
投票所の投票立会人	日額 10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円
開票立会人	日額 8,900円
選挙立会人	日額 8,900円

」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 36 号

射水市行政不服審査法施行条例の一部改正について

射水市行政不服審査法施行条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

射水市行政不服審査法施行条例（平成 28 年射水市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 1 号中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

## 議案第 37 号

### 射水市市税条例等の一部改正について

射水市市税条例等の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市市税条例等の一部を改正する条例

(射水市市税条例の一部改正)

第 1 条 射水市市税条例(平成 17 年射水市条例第 78 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 第 1 項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」

に、「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 1 2 条の前の見出し及び同条第 1 項から第 4 項までの規定中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 5 項中「3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 1 2 条の 2 及び第 1 3 条（見出しを含む。）中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 1 5 条第 1 項中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 5 条の 2 に次の 3 項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車（法第 4 4 6 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 4 5 1 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 2 9 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 1 5 条の 4 の規定により読み替えられた第 8 1 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報

を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該

軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「1000分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月

3 1日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円

	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割



の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第17条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 射水市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成27年射水市条例第44号)の一部を次のように改正す

る。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10

月1日」に改め、同条第14項の表中

平成31年10月31日
平成32年3月31日

を

「

令和元年10月31日
令和2年3月31日

に改める。

」

(射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 射水市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年射水市条例第42号)一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第5条 射水市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年射水市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項の表第34条の7第1項の項及び附則第9条の2の項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条及び第4条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(射水市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 射水市市税条例の一部を改正する条例(平成29年射水市条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

第7条 射水市市税条例の一部を改正する条例(平成29年射水市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第8条 射水市市税条例の一部を改正する条例(平成30年射水市条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

(射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する

条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成30年射水市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」

に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中射水市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中射水市市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

### ( 市民税に関する経過措置 )

第2条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例（次項及び第3項において「新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出し

た場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき射水市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受け除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に

ついて適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第 38 号

### 射水市介護保険条例の一部改正について

射水市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市介護保険条例の一部を改正する条例

射水市介護保険条例(平成 17 年射水市条例第 155 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「29,600 円」を「24,100 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,100 円」とあるのは、「38,900 円」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「24,100 円」とあるのは、「50,000 円」と読み替えるものとする。



附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の射水市介護保険条例第 3 条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成 3 0 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 39 号

### 射水市国民健康保険税条例の一部改正について

射水市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成 17 年射水市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 21 条中「58 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2  
6 年射水市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2  
項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携  
施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこ  
ととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定す  
る施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)で  
あって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協  
力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第46条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に、「5年」を「10年」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**議案第 4 1 号**

**射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について**

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

**射水市条例第 号**

**射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例**

射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 2 7 年射水市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に改め、同条第 2 項中「第 1 0 条第 8 項第 5 号」を「第 1 0 条第 7 項第 6 号」に、「第 4 2 条の 4 第 8 項第 6 号」を「第 4 2 条の 4 第 8 項第 7 号」に、「第 6 8 条の 9 第 8 項第 5 号」を「第 6 8 条の 9 第 8 項第 6 号」に改める。

附則第 3 項中「平成 3 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 2 項の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 4 2 号

射水市都市公園条例等の一部改正について

射水市都市公園条例等の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市都市公園条例等の一部を改正する条例

( 射水市都市公園条例の一部改正 )

第 1 条 射水市都市公園条例(平成 1 7 年射水市条例第 1 8 9 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 第 1 項を次のように改める。

1 法第 5 条第 1 項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	金額
公園施設を設置し、又は管理する場合	射水市行政財産使用条例(平成 1 7 年射水市条例第 5 2 号)第 6 条第 1 項の規定により算定して得た額

別表 2 備考各号列記以外の部分中「使用料」を「この表の第 2 項から第 4 項までに掲げる使用料」に改める。

( 射水市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正 )

第 2 条 射水市都市公園条例の一部を改正する条例(平成 3 1 年射水市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項第 2 号中「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」を「令和元年 1 0 月 1 日」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正について

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 2 6 年射水市条例第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法(昭和 2 2 年法  
律第 6 7 号)第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 3 条第 1 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に  
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 議案第 4 4 号

### 射水市火災予防条例の一部改正について

射水市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

### 射水市条例第 号

#### 射水市火災予防条例の一部を改正する条例

射水市火災予防条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 4 3 条第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 4 1 条第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 3 条第 1 項の改正規定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

## 議案第 4 5 号

### 市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

#### 廃止する路線

廃止路線名	起 点	終 点
新湊 4 9 号線	庄川本町	庄川本町
新湊 1 8 4 号線	放生津町	放生津町
新湊 1 8 5 号線	放生津町	放生津町
塚原 1 2 4 号線	沖塚原	沖塚原

## 議案第 4 6 号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

#### 認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
新湊 3 0 3 号線	庄川本町	庄川本町
新湊 3 0 4 号線	庄川本町	庄川本町
新湊 3 0 5 号線	放生津町	放生津町
新湊 3 0 6 号線	放生津町	放生津町
新湊 3 0 7 号線	放生津町	放生津町
塚原 1 5 3 号線	寺塚原	寺塚原
塚原 1 5 4 号線	沖塚原	沖塚原
塚原 1 5 5 号線	沖塚原	沖塚原
塚原 1 5 6 号線	沖塚原	沖塚原
塚原 1 5 7 号線	朴木	朴木
作道 2 6 3 号線	殿村	殿村
大江 1 4 0 9 号線	西高木	西高木

認定路線名	起 点	終 点
二口 1 7 号線	二口	二口
牧田 2 号線	串田	串田
新町 1 0 号線	北野	北野
黒河 5 8 6 号線	黒河新	黒河新
黒河 5 8 7 号線	黒河新	黒河新
黒河 5 8 8 号線	黒河新	黒河新
黒河 5 8 9 号線	黒河新	黒河新
中村 9 号線	中村	中村
中村 1 0 号線	中村	中村
中村 1 1 号線	中村	中村

## 議案第 4 7 号

### 動産の取得について

泡原液搬送車の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

### 記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称    | 泡原液搬送車  |
| 2 | 数 量    | 1 台   |
| 3 | 取得の方法  | 指名競争入札による契約   |
| 4 | 取得価格   | 4 6 , 7 5 0 , 0 0 0 円<br>(うち消費税等 4 , 2 5 0 , 0 0 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町 4 番 1 0 号<br>株式会社モリタ富山営業所<br>所長 岩村 純一         |

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 48 号

### 動産の取得について

消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称    | 消防ポンプ自動車                                     |
| 2 | 数 量    | 2 台  |
| 3 | 取得の方法  | 指名競争入札による契約                                  |
| 4 | 取得価格   | 30,756,000 円<br>(うち消費税等 2,796,000 円)         |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町 4 番 10 号<br>株式会社モリタ富山営業所<br>所長 岩村 純一 |

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 4 9 号

### 射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約 について

令和元年 5 月 1 4 日に制限付き一般競争入札に付した射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 3 4 3 , 2 0 0 , 0 0 0 円  
(うち消費税等 3 1 , 2 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 北海工業・米田木材射水市本江コミュニティセンター改築（建築主体）工事共同企業体  
代表者 射水市足洗新町一丁目 1 0 1 番地  
北海工業株式会社  
代表取締役 石村 正男  
構成員 射水市庄川本町 1 6 番 3 号  
米田木材株式会社  
代表取締役 米田 大樹

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 5 0 号

### 射水市下村コミュニティセンター改築（建築主体）工事請負契約 について

令和元年 5 月 1 4 日に制限付き一般競争入札に付した射水市下村コミュニティセンター改築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 射水市下村コミュニティセンター改築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 2 3 3 , 2 0 0 , 0 0 0 円  
(うち消費税等 2 1 , 2 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 くみあい建設・永森建設工業射水市下村コミュニティ  
センター改築（建築主体）工事共同企業体  
代表者 射水市鷲塚 6 5 番地 7  
くみあい建設株式会社  
代表取締役社長 渡邊 竜一  
構成員 射水市三ヶ 3 9 7 3 番地  
永森建設工業株式会社  
代表取締役 永森 忠志

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志



## 議案第 5 1 号

### 射水市斎場新築（建築主体）工事請負契約について

令和元年 5 月 1 4 日に制限付き一般競争入札に付した射水市斎場新築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 射水市斎場新築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 1, 7 7 9, 8 0 0, 0 0 0 円  
(うち消費税等 1 6 1, 8 0 0, 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 佐藤工業・牧田組・四方組射水市斎場新築（建築主体）  
工事共同企業体  
代表者 富山市桜木町 1 番 1 1 号  
佐藤工業株式会社北陸支店  
常務執行役員支店長 金子 政史  
構成員 射水市庄西町一丁目 1 8 番 3 3 号  
株式会社牧田組  
代表取締役社長 牧田 和樹  
構成員 射水市作道 6 8 5 番地 2  
株式会社四方組  
代表取締役 四方 正江

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 5 2 号

### 射水市斎場新築（電気設備）工事請負契約について

令和元年 5 月 1 4 日に制限付き一般競争入札に付した射水市斎場新築（電気設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 射水市斎場新築（電気設備）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 2 2 5 , 3 4 3 , 8 0 0 円  
(うち消費税等 2 0 , 4 8 5 , 8 0 0 円)
- 4 契約の相手方 クリシマ・東和電設射水市斎場新築（電気設備）工事共同企業体  
代表者 射水市布目沢 3 1 5 番地 6  
株式会社クリシマ射水本店  
所長 東山 等  
構成員 射水市塚越 1 6 8 2 番地  
有限会社東和電設  
代表取締役 大亀 文雄

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 5 3 号

### 射水市斎場新築（機械設備）工事請負契約について

令和元年 5 月 1 4 日に制限付き一般競争入札に付した射水市斎場新築（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 射水市斎場新築（機械設備）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 3 0 3 , 6 0 0 , 0 0 0 円  
(うち消費税等 2 7 , 6 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 菱機工業・丸芳工業射水市斎場新築（機械設備）工事共同企業体  
代表者 富山市黒瀬北町二丁目 1 7 番地 6  
菱機工業株式会社富山支店  
取締役支店長 大野 賢治  
構成員 射水市三ヶ 2 4 8 8 番地 3  
丸芳工業株式会社  
代表取締役 稲積 茂

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 5 4 号

### 射水市斎場新築（火葬炉設備）工事請負契約について

射水市斎場新築（火葬炉設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 射水市斎場新築（火葬炉設備）工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 3 0 7 , 2 3 0 , 0 0 0 円  
(うち消費税等 2 7 , 9 3 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 富山市奥田新町 1 2 番 3 号  
株式会社宮本工業所  
代表取締役 宮本 芳樹

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 55 号

### クリーンピア射水基幹的設備改良工事請負契約について

令和元年 5 月 14 日に制限付き一般競争入札に付したクリーンピア射水基幹的設備改良工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年射水市条例第 50 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 クリーンピア射水基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 3,608,000,000 円  
(うち消費税等 328,000,000 円)
- 4 契約の相手方 大阪府中央区備後町四丁目 1 番 3 号  
株式会社神鋼環境ソリューション大阪支社  
支社長 今中 照雄

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 56 号

### 射水市立歌の森小学校屋内運動場大規模改造（建築主体）工事請負契約について

令和元年 5 月 28 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校屋内運動場大規模改造（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 射水市立歌の森小学校屋内運動場大規模改造（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 187,000,000 円  
（うち消費税等 17,000,000 円）
- 4 契約の相手方 高田建設・原建設射水市立歌の森小学校屋内運動場大規模改造（建築主体）工事共同企業体  
代表者 射水市土合 1490 番地  
高田建設株式会社  
代表取締役 高田 実  
構成員 射水市作道 2035 番地 4  
原建設株式会社  
代表取締役 原 龍治

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 57 号

射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事請負  
契約について

令和元年 5 月 28 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 421,300,000 円  
(うち消費税等 38,300,000 円)
- 4 契約の相手方 くみあい建設・永森建設工業射水市立小杉南中学校大規模改造第 期（建築主体）工事共同企業体  
代表者 射水市鷲塚 65 番地 7  
くみあい建設株式会社  
代表取締役社長 渡邊 竜一  
構成員 射水市三ヶ 3973 番地  
永森建設工業株式会社  
代表取締役 永森 忠志

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 議案第 5 8 号

### 射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事請負 契約について

令和元年 5 月 2 8 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 3 7 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円  
(うち消費税等 3 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 高田建設・佳栄建設射水市立大門中学校長寿命化改良第  
期（建築主体）工事共同企業体  
代表者 射水市土合 1 4 9 0 番地  
高田建設株式会社  
代表取締役 高田 実  
構成員 射水市七美中野 2 0 5 番地  
株式会社佳栄建設  
代表取締役 小関 佳誉子

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志



## 報告第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 専決処分第 1 号

### 射水市市税条例等の一部改正について

射水市市税条例等の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日 専決処分

射水市長 夏 野 元 志

## 射水市条例第 16 号

### 射水市市税条例等の一部を改正する条例

（射水市市税条例の一部改正）

第 1 条 射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 1 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第5項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、

同条第16項中「附則第15条第32項第2号口」を「附則第15条第33項第2号口」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号口」を「附則第15条第33項第3号口」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第 16 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 19 条の 3 を削る。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

(射水市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 射水市市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年射水市条例第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち、射水市市税条例附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定(同条例附則第 15 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 16 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条」に、「平成 31 年度分」を「当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

( 射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正 )

第 3 条 射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改  
正する条例の一部を改正する条例の一部改正する条例(平成 30 年射水市条  
例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、射水市市税条例第 48 条第 1 項の改正規定中「及び第 11  
項」を「、第 11 項及び第 13 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中  
「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定(同条第 10 項に係る部分に限る。)中  
「次項」の次に「及び第 12 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」  
を削り、同改正規定(同条第 12 項に係る部分に限る。)中「法第 762 条  
第 1 号」を「申告書記載事項が法第 762 条第 1 号」に改め、同改正規定に  
次のように加える。

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由によ  
り地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認め  
られる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出する  
ことができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税  
申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指  
定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。  
法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税  
務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又  
は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定  
める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付  
して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指  
定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用  
を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けよう

とする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第2条のうち、射水市市税条例附則第10条の2の改正規定を削る。

附則第1条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 附則第3条の規定 平成31年4月1日

(3) 第2条の規定 平成31年10月1日

附則第1条第4号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中射水市市税条例第 3 4 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 4、第 9 条及び第 9 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 3 1 年 6 月 1 日から施行する。

### ( 市民税に関する経過措置 )

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の射水市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 4 条の 7 並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 の規定は、平成 3 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 1 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 3 4 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、平成 3 2 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 4 条の 7 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）
附則第 9 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（平成 3 1 年 6 月 1 日前に支出したものに限る。）



	送付	送付又は射水市市税条例等の一部を改正する条例(平成31年射水市条例第16号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の射水市市税条例附則第9条第3項の規定による同条例第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	----	---

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 報告第 2 号

### 継続費繰越計算書について（一般会計）

平成 30 年度射水市一般会計予算第 2 条の継続費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

平成30年度射水市継続費繰越計算書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳										
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源	その他								
3	民生費	1 社会福祉費																		
		小杉社会福祉会館改修・改築事業費	1,169,250,000	701,550,000	0	701,550,000	435,274,374	266,275,626	266,275,626	32,322,445	184,700,000	0								

## 報告第 3 号

### 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

平成 30 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

## 平成30年度射水市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎管理費	16,370,000	16,293,080	0	0	0	0	16,293,080
		公共施設跡地利活用事業費	22,426,000	22,426,000	6,000,000	11,400,000	0	0	4,426,000
		総合戦略管理費	8,560,000	5,555,000	0	1,864,000	0	0	3,691,000
		電算管理費	958,000	957,960	0	0	0	0	957,960
3 民生費	2 児童福祉費	駐車場・駐輪場管理費	9,828,000	9,828,000	0	0	0	0	9,828,000
		保育園等整備事業費	32,986,000	32,986,000	0	15,708,000	16,400,000	0	878,000
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場整備事業費	212,064,000	26,344,000	0	0	24,500,000	0	1,844,000
		2 清掃費	430,000	430,000	430,000	0	0	0	0
6 農林水産業費	1 農業費	収集指定袋取扱費	10,055,000	6,194,000	0	0	0	0	6,194,000
		クリーンピア射水管理費	65,029,000	0	0	0	0	0	0
		農業振興推進費	26,710,000	26,710,000	0	9,620,000	13,500,000	0	3,590,000
		土地改良事業推進対策費	2,883,000	2,882,250	0	480,000	1,700,000	0	702,250
		農地管理費							

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 林業費	林業振興推進費		130,000	130,000	0	0	0	0	130,000
		3 水産業費	5,430,000	4,063,614	0	0	2,400,000	0	1,663,614
7 商工費	1 商工費	企業誘致対策費	8,320,000	7,776,000	0	0	0	0	7,776,000
8 土木費	1 道路橋梁費	市道新設改良費	16,878,000	3,308,400	0	0	3,100,000	0	208,400
		地方道路交付金事業費	66,855,000	59,411,400	0	31,020,904	24,900,000	0	3,490,496
		地方特定道路整備費	27,578,000	24,268,000	0	0	22,900,000	0	1,368,000
		道路橋梁維持費	46,300,000	19,520,400	0	8,917,000	8,900,000	0	1,703,400
3 港湾費	港湾建設促進費	橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	35,630,000	34,204,600	0	18,376,530	10,600,000	0	5,228,070
		消雪施設維持管理費	6,144,000	0	0	0	0	0	0
		土砂災害対策費	19,050,000	17,987,000	0	14,968,000	3,000,000	0	19,000
		港湾建設促進費	16,254,000	15,753,744	0	0	0	0	15,753,744
4 都市計画費	まちづくり交付金事業費		150,178,000	121,605,574	0	30,970,179	86,000,000	0	4,635,395
		公園維持管理費	21,238,000	6,764,000	0	4,204,000	2,000,000	0	560,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 消 防 費	6 住 宅 防 費	重点密集市街地整備費	67,660,000	0	0	0	0	0	0
		1 消 防 費	5,000,000	3,294,000	0	0	0	3,294,000	0
			防火水槽整備事業費	7,560,000	0	0	0	0	0
10 教 育 費	2 小 学 校 費	通信施設整備事業費	800,000	799,200	0	0	0	0	799,200
		3 中 学 校 費	992,600,000	793,922,280	0	102,392,000	674,500,000	0	17,030,280
			119,800,000	118,260,000	0	21,591,000	96,600,000	0	69,000
4 幼 稚 園 費	1 幼 稚 園 費	大門中学校整備費	445,433,000	425,506,140	16,122,000	41,369,000	364,900,000	0	3,115,140
		小杉南中学校整備費	68,234,000	21,384,000	0	0	20,300,000	0	1,084,000
		幼稚園管理費	36,300,000	26,883,600	0	0	0	0	26,883,600
合 計			2,571,671,000	1,855,448,242	17,152,000	307,480,613	1,387,600,000	0	143,215,629

## 報告第 4 号

### 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

平成 30 年度射水市下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志



(別紙)

平成30年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度分損益勘定留保資金等			
1	資本的支出	1	建設改良費	公共下水道事業	37,691,755	674,000	0	0	674,000	1,245	支払い義務が発生したため。(他の関連工事との調整に期間を要したため。)
				改築事業	155,980,264	216,837,000	101,115,000	88,700,000	27,022,000	1,736	
				雨水整備事業	97,897,111	972,521,000	480,346,000	491,100,000	1,075,000	1,889	
		特定環境保全公共下水道事業	3,405,002	3,864,000	0	2,400,000	1,464,000	998			
		流域下水道建設負担金	104,276,000	8,247,000	0	7,900,000	347,000	144,531,000			
		農業集落排水	110,000,000	1,404,000	0	0	1,404,000	0			
		合計	509,250,132	1,203,547,000	581,461,000	590,100,000	31,986,000	144,536,868			

(単位：円)